

---

# 参 考 资 料

---

1 ヒヤリハット事例報告書 -1-

ヒヤリハットの日時	平成22年〇月〇日(〇)〇時〇分
ヒヤリハットの場所 (いずれかに〇)	<input type="checkbox"/> 教室・保育室内 <input type="checkbox"/> 特別教室・遊戯室内 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 体育館内 <input checked="" type="checkbox"/> その他、校舎内(職員室) <input type="checkbox"/> 運動場・園庭 <input type="checkbox"/> その他、学校敷地内( ) <input type="checkbox"/> 学校外( )
ヒヤリハットの場面 (いずれかに〇)	<input type="checkbox"/> 授業・保育 <input type="checkbox"/> 休み時間 <input checked="" type="checkbox"/> 給食・そうじ <input type="checkbox"/> 放課後 <input type="checkbox"/> 部活動 <input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> その他( )
ヒヤリハットの状況	<p>養護教諭が不在の日、12時25分頃に児童Aが窓ガラスで手をけがした為、教頭と担任が緊急時連絡カードファイルを持ち病院に行った。12時40分頃、児童Bが給食時に突然倒れ数秒意識を失ったため保護者に連絡をとろうとして、ファイルごと持っていったのに気づいた。そこで、病院へ行った2人と連絡をとろうとしたがすぐにとれなかったため、保護者への連絡に苦慮した。</p>
ヒヤリハットの原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年の緊急時連絡カードファイルをファイルごと持って病院へ行った。</li> <li>・職員が携帯電話を所持して外出しなかったこと。</li> </ul>
今後の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時連絡カードは本人のカードのみ持って出る。</li> <li>・職員が携帯電話を所持して外出する。</li> <li>・その場にいる職員も、個人の緊急時連絡カードと携帯電話を持っているか確認の声かけをする。</li> </ul>

※以下は、ネット上には掲載しません。

報 告 日	平成22年〇月〇日
学 校 園 名	篠山市立〇〇学校
報 告 担 当 者	

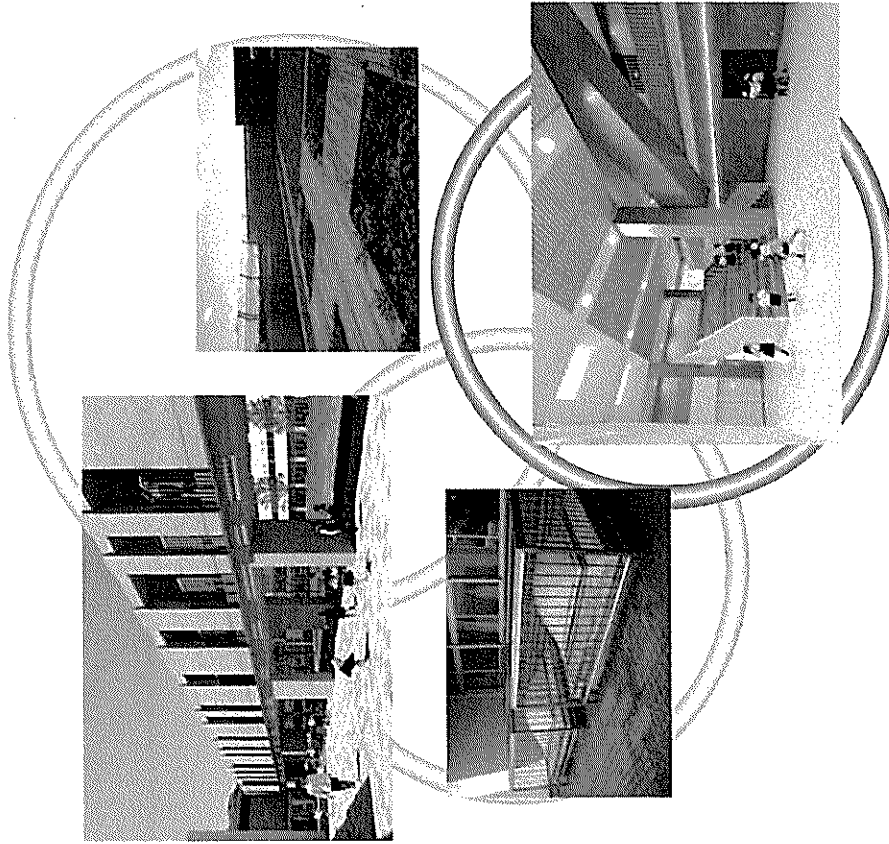
ヒヤリハット事例報告書 -2-

ヒヤリハットの日時	平成22年 ○月
ヒヤリハットの場所 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 教室・保育室内 <input type="checkbox"/> 特別教室・遊戯室内 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 体育館内 <input type="checkbox"/> その他、校舎内( ランチルーム手洗い場=体育館への通路 ) <input checked="" type="checkbox"/> 運動場・園庭 <input type="checkbox"/> その他、学校敷地内( ) <input type="checkbox"/> 学校敷地外( )
ヒヤリハットの場面 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 授業・保育 <input checked="" type="checkbox"/> 休み時間 <input type="checkbox"/> 給食・そうじ <input checked="" type="checkbox"/> 放課後 <input type="checkbox"/> 部活動 <input type="checkbox"/> 登下校 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 校内安全点検巡視中に気づく )
ヒヤリハットの状況	<p>一輪車の練習中のケガ            保健日誌のケガを統計していくと、ケガが特定の場所で起こっていることに気づいた。            この事例は、犬走りとグレーチング帯での一輪車によるケガである。</p>
ヒヤリハットの原因	<p>2つの原因が考えられた。            ・職員室から死角になる場所…監視性の弱さ            ・危険な場所(ハザード地帯)…段差、コンクリートの犬走り、水路を覆うグレーチング帯            乗る技能が未熟な上に、このような場所での練習は危険性を高める。</p>
今後の対策	<p>遊び指導として、より安全な練習方法を伝え練習場所も変更した。            監視性を高めるため、一輪車補助器具の設置場所を職員室から見える位置に移動した。</p>

※以下は、ネット上には掲載しません。

報 告 日	平成22年○月○日
学 校 園 名	篠山市立○○学校
報 告 担 当 者	

# 学校における転落事故防止のために



平成20年8月

文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS  
AND SCIENCE

## 安全対策の基本的な考え方

### ソフト面とハード面一体となった取組

●学校における転落事故防止のための安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

### 事故情報の共有

●安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要です。

### 学校の現状把握

●学校施設を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び関係者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要です。  
●法令に基づき、教職員及び専門業者による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要です。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効です。

### 安全指導の充実

●フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の遮断や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要です。  
●窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要です。  
●教職員同士の連携を密にし、安全指導に關して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができきる実践能力を高めることが重要です。

### 施設面の配慮

●児童生徒等の目標に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。  
●安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

この資料は、平成20年8月に、学校安全教育推進委員会作成協力者会議生活安全部会と学校施設整備指針策定に関する調査研究他方者会議学校施設安全対策部会が合同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進めた結果として取りまとめた「学校における転落事故防止の留意点」をもとに作成しています。  
※原文については下記ホームページでご覧ください。

### お問い合わせ先

文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課  
文教施設企画部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2  
電話 03-5253-4111 (内線2917 (学校健康教育課)・2291 (施設企画課))  
ホームページ [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/12/05120900.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900.htm)

# 学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

## ◎ 共通事項

### 事故情報の共有

★ 全国の事故情報を把握します。  
(注) 日本スポーツ協会の「安全センター」の提供する事故情報等を参考とします。)

### 学校の現状把握

★ 学校関係者、専門業者をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。  
★ 改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。  
★ 危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。  
★ 設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。  
★ 網を乗せたり、橋を渡ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。

### 安全指導の充実

★ 転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。  
★ 校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的にわかりやすい指導を行います。  
★ 子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。  
★ 時に事故が多発している休学期間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

### 施設面の配慮

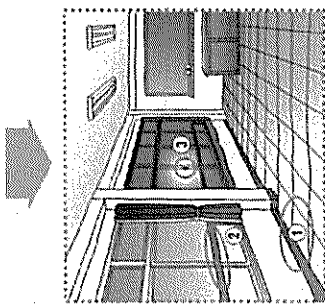
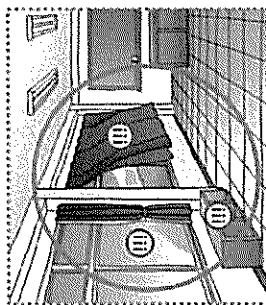
★ 危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。  
★ 幼果的な表示等による注意喚起をします。  
(特に「危険」だけでなく具体的なイメージがわかるようにします。)

★ 細部に至るまで、十分な安全性を確保します。  
★ 既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

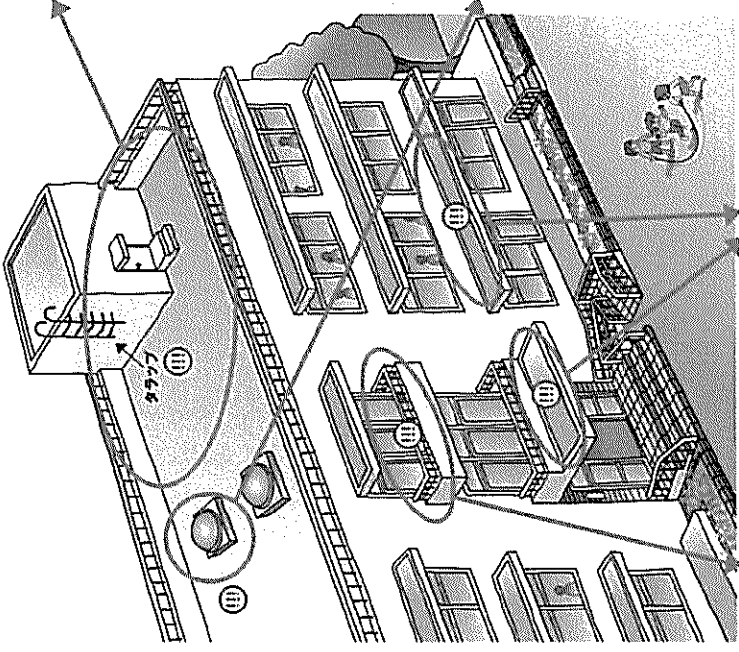
## ◎ 個別事項

### 窓(戸)の形状や開閉方式

★ 隔壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。  
★ 窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。  
★ 窓下に足掛りとなるものは設置しません。  
★ 転落防止用 手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。  
★ 噴霧など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



- ① 足掛りとなるものを設置しない
- ② 乗すりの設置を検討する  
(新たな危険箇所としないようにする)
- ③ 噴霧使用時は窓の開閉状況に注意する



### バルコニー等

★ 十分安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。  
★ 手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

### 庇

★ 日ごころの指図や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。  
★ 庇に突撃に立ち入れないように、裏面への手すりの設置等について検討します。

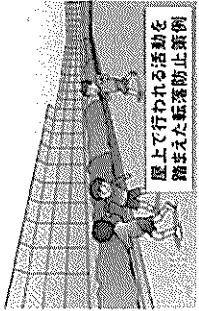
### その他

★ 人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

**!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。**

### 屋上

★ 屋上への出入り口は必要に応じて施設します。  
★ 十分安全な手すりや防護フェンス等を設けます。  
★ タラップについては登降に巻くことのないよう、一段目を高く設定します。



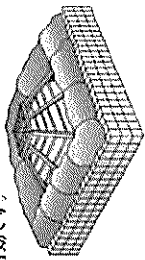
### 天窓(トラスライト)

★ 転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。  
★ 防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



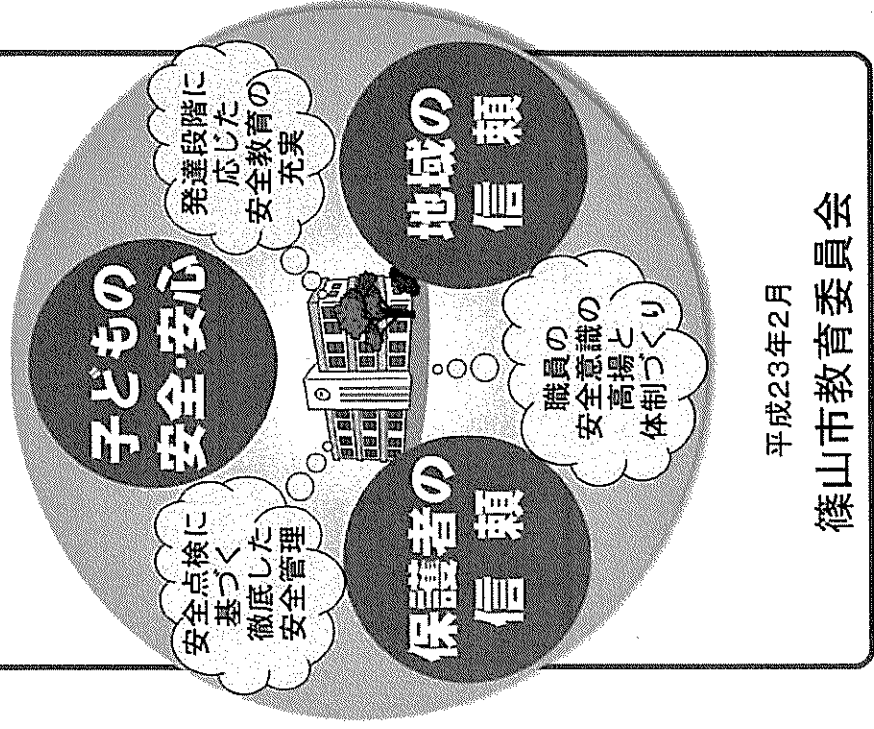
### 防護柵イメージ

★ 天窓に近づきにくい状況を作ることが有効です。



★ 子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

**地域に信頼される  
篠山の学校園をめざして**  
～安全で安心な学校園づくり～



平成23年2月  
篠山市教育委員会

**学校園を支える篠山市教育委員会の取組**

**教職員研修の実施**

篠山市教育委員会主催研修に学校園の安全に係る研修を取り入れ、教職員の安全に係る意識の高揚を図る。

**学校園の安全点検への対応**

各学校園で実施した安全点検の結果をもとに必要な場合には、改修・修繕を行う。  
篠山市教育委員会は学校園の実情を的確に把握し、適切かつ迅速に対応する。

**学校園の安全管理・安全教育の充実**

各学校園の総合的な「学校園安全計画」の策定及び「地域学校園安全委員会」の設置・取組に対し、必要な支援を行う。  
学校園訪問により各学校園の施設の状況を的確に把握し、必要な支援を行う。  
子どもたちに対する安全教育の状況を把握し、必要な支援を行う。

**学校園の安全に係る情報の収集と提供**

学校園の安全に係る情報(ヒヤリハット事例)を収集し、各学校園へ提供し、共通理解を図る。

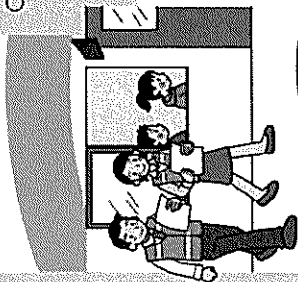
- 学校園安全のための参考資料 通知等
- 学校における転落事故等の防止について(平成20年6月20日70次学催第16号)
- 学校における転落事故等の防止の留意点について(平成20年8月29日20次学催第25号)
- 学校における転落事故等の防止について(平成22年4月15日22次学催第1号)
- リーフレット「学校における転落事故防止のために」(平成20年8月)
- 「生きる力をほぐす」学校での安全教育(平成14年2月)
- 学校施設における事故防止の留意点について(平成21年3月)
- 学校施設整備指針(幼稚園、小・中学校 平成22年3月 特別支援学校 平成21年3月)
- 学校に設置している遊具の安全確保について  
(平成22年7月26日文部科学大臣官庁文部科学施設協会企画部施設企画課等事務連絡)
- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)(平成20年8月)



# 地域に信頼される安全で安心な学校園をめざして ～各学校園での取組～

## 総合的な「学校園安全計画」の策定

- 総合的な「学校園安全計画」の策定
  - ・学校保健安全法に基づき(保育園は準用)、安全学習や安全管理からなる安全教育や学校園環境における安全管理、それらを円滑に進めるための組織活動を主要な活動としてとらえ、「学校園安全計画」を策定する。
- 「危険等発生時の対応マニュアル」の作成
  - ・各学校園の実情に応じて、危険等発生時に教職員がとるべき措置の具体的な内容や手順を定めたマニュアルを作成する。
  - ・簡潔かつ具体的な内容とし、マニュアルに基づく訓練や点検活動を年間計画に位置づけて実施する。
  - ・危険等の発生後想定される子どもたちの心のケア等にも配慮して作成する。



## 徹底した安全点検の実施

- 徹底した安全点検の実施
  - ・職員全員で安全点検を月1回以上実施し、危険箇所の確認を行う。
  - ・複数の教職員の目で、通直点検場所を交替しながら、子どもたちの目線に立った確認を行う。
  - ・随時、保護者や地域ボランティアの協力を得るなどして、様々な視点からの安全点検を実施する。
  - ・安全点検結果をもとに、子どもたちの安全の確保を図るうえで支障となることがあるとわかった場合は、迅速に安全確保のための措置を行う。
  - ・学校園のみで対応が困難な場合、各学校園は、適切な措置を講じるとともに、速やかに教育委員会に連絡し、改善に向けた相談を行い、施設設備の安全を確保する。
  - ・職員は、日常的に安全確保の意識を持って行動し、安全上支障となる事柄を見つけた場合は、速やかに実行可能な緊急対応を行い、校長・教頭及び安全担当者に報告する。
  - ・子どもたちが習熟使用しにくい場所等で活動する場合、事前に点検を実施し、必要な措置を講じたうえで教職員が同席し、活動する。
  - ・休憩時間や放課後に定期的に巡回を実施し、安全指導を行う。
- 「安全留意点引継事項一覧」の作成と人事異動時の確実な引継
  - ・各学校園は、学校園固有の危険箇所や安全に関する重要な留意事項及びそれぞれに伴う安全確保の取組を具体的に示した「安全留意点引継事項一覧」を作成する。
  - ・年度末に安全点検について総括して引き継ぎ、次年度初めに確認する。



## 「地域学校園安全委員会」の設置と取組

- 「地域学校園安全委員会」の設置と取組
  - ・校長を委員長とし、職員、保護者、地域が子どもの目標に立って学校園安全について話し合う。
  - ・危険等発生時には、「危険等発生時対応マニュアル」を参考に連携しながら対応するとともに、原因の究明、分析に努め、徹底した対応を行う。

## 安全教育の充実と命を大切にすることを踏まえて心をはぐくむ道徳教育の推進

- 子どもたちの発達段階に合わせた安全教育
  - ・子どもたちの多様な行動を踏まえ、発達段階に合わせた安全教育を年間指導計画に位置づけて、継続的に実施する。
  - ・校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど子どもたちにとって具体的にわかりやすい指導を行うこととし、子どもたちが危険を予測し、回避することのできる能力を身に付けさせる。
  - ・特に低学年では予測しにくい行動をとることがあることを踏まえ、適切に指導する。
- 命を大切にすることを踏まえて心をはぐくむ道徳教育の推進
  - ・自他の生命のかけがえのないこと、誕生の喜び、生を受けたことへの感謝、生まれることの尊さ、命の重さなどを大切に思う心を育てる。
  - ・道徳の時間等を中心に生命の尊重、道徳の精神や公徳心、公共心など安全な生活を営むのに必要な基本的な内容について指導する。
  - ・指導にあたっては、学年の接続や系統性をふまえて指導する。

## 職員の安全意識の高揚

- 職員の安全管理意識の向上や危機対応能力の育成
  - ・学校園の安全に関する取組がすべての職員の連携協力により、学校園全体として行われることが必要であることをふまえて、各種資料等を活用し、安全に関する職員の安全意識の高揚を図る。
  - ・職員間の情報共有及び安全対策がスムーズに行えるよう、教職員間のコミュニケーションの活性化を図る。
- 学校園の安全に関する情報の全教職員による共有
  - ・徳山市教育委員会ホームページに掲載する「ヒヤリハット事例」を始めとする様々な事例の活用により、学校園内の役割の再確認を行うなどして、職員の安全意識を高める。

篠山市立学校園安全管理徹底・安全指導推進会議委員名簿

〈委員〉

(順不同・敬称略)

役職	氏名	備考
座長	河南 秀和	篠山市教育委員会教育長
副座長	足立 明典	篠山市立畑小学校長
委員	才本 謙二	一級建築士 (有)才本建築事務所代表取締役
委員	小西 宣子	臨床心理士 篠山市スクールカウンセラー
委員	西端 裕子	弁護士 篠山法律事務所代表
委員	木村登志男	篠山市政策部秘書課非常勤嘱託職員
委員	三上 令子	篠山市立今田保育園保護者会副会長
委員	荒木 桂子	篠山市立たき幼稚園はばたき会会長
委員	塩川 信	篠山市PTA協議会副会長 篠山市立今田小学校PTA会長
委員	長田 明彦	篠山市PTA協議会会長 篠山市立篠山東中学校PTA会長
委員	北村 收	篠山市立八上幼稚園長
委員	遠山 忠男	篠山市立今田中学校長
委員	丹後 政俊	兵庫県教育委員会丹波教育事務所副所長兼教育振興課長 (平成22年10月13日～平成22年12月31日)
委員	足立 辰馬	兵庫県教育委員会丹波教育事務所主任指導主事兼教育振興課長 (平成23年1月1日～平成23年1月31日)

任期 平成22年10月13日～平成23年1月31日

篠山市立学校園安全管理徹底・安全指導推進会議作業部会員名簿

〈部会員〉

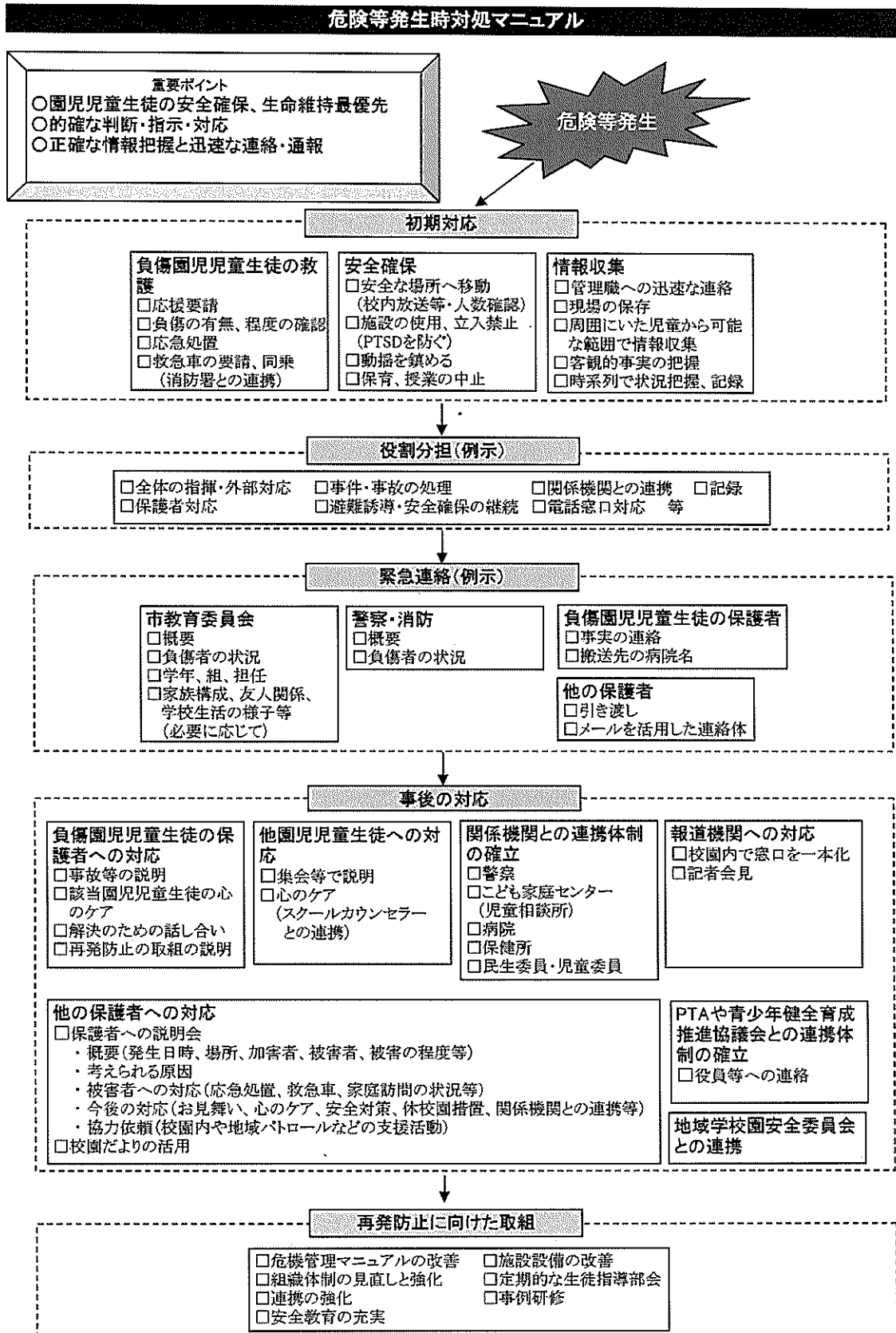
(順不同・敬称略)

役職	部課名・学校名	職名	氏名
部会長	教育委員会学校教育課	課長補佐	安井 健二
副部会長	教育委員会学事課	係長	田中正典
副部会長	教育委員会こども未来課	係長	森田育樹
部会員	教育委員会学校教育課	指導主事	中澤昌樹
部会員	篠山市立にしき保育園	保育士	藤井 なお子
部会員	篠山市立篠山幼稚園	主任教諭	西井幸路
部会員	篠山市立味間幼稚園 (すみよし園)	主任教諭	西嶋陸美
部会員	篠山市立篠山養護学校	主幹教諭	田中淳夫
部会員	篠山市立大芋小学校	教諭	西野敬三
部会員	篠山市立西紀小学校	教諭	梅垣佳代
部会員	篠山市立篠山中学校	主幹教諭	石田万寿夫



## 危険等発生時対処マニュアル(例) (本文18頁を再掲)

各学校園においては、学校保健安全法第29条で規定されている「危険等発生時対処マニュアル」を作成し、校内研修、地域学校園安全委員会等を通して危険等発生時の役割をするなど、緊急時の対応が迅速かつ的確に行えるよう共通理解する。



平成23年2月 初版、発行  
篠山市教育委員会